

7月22日鳥取県東部広域行政管理組合議会 臨時議会

可燃物処分場建設に関する繰越明許費の専決処分について、 角谷敏男議員が反対討論

私は、議案第12号専決処分事項の報告及び承認について、反対しますので、理由を述べます。

この議案は、可燃物処理施設の建設について、その予定地の敷地造成の基本設計の業務委託であり、その繰越をおこなうものです。

東部広域のごみ処理広域化計画は、国・県の計画を踏まえて、焼却施設の大型化によるダイオキシンの発生量の削減を目的としています。いま、計画当初とはごみ処理対策と環境への意識も大きく変わっています。焼却を基本にしたごみ処理ではなく、循環型社会の形成推進を基本に、市町との連携にとどまらず、東部広域としても発生抑制、再生利用などによるごみの減量目標や対策・計画をもって、進めるべきです。特に可燃ごみにかなりの割合を占めるといわれる生ごみ処理へのとりくみ強化など、積極的なごみの減量化の推進と維持管理費の縮減、施設規模の小型化を追求することを基本にすべきです。

また、地元との話し合いでは、地元住民が八頭環境施設組合と締結した協定書の内容を尊重することを求め、施設建設に反対し、建設の合意に至っていないものです。こうした事態でもなお建設を進めることが、事業の遅れにもなっています。よって、地元交渉が難航していることを理由に予算の繰り越しは認められません。

以上で終わります。